

宇部市墓地等の経営許可等に関するフローチャート

(2014.4.1)

目的：墓地・納骨堂・火葬場の経営の許可等に関し必要なことを定める。（§1）

用語の定義（§2）

経営主体（§3）

- ①地方公共団体
- ②宗教法人
- ③公益法人

※1 設置場所（§2）

- ①保安林・保安施設区域外、②都市計画の地区計画等の地域外、③災害危険区域・地滑り防止区域・急傾斜地崩壊危険区域外

墓地の設置場所・構造設備（§4・5）

- 場所：①所有する土地で、墓地以外の敷地と明確に区画された土地、②鉄道、国道、地方道、河川及び海岸から50m以上離れた場所、③住宅等から100m以上離れた場所、④高燥かつ飲料水を汚染するおそれがない場所 ※1
- 構造：①外部から見通すことができない構造、②通路の幅員は1m以上、③排水設備、④擁壁の設置、⑤給水設備、ごみ集積場等の設置

納骨堂の設置場所・構造設備（§6・7）

- 場所：①所有する土地で、納骨堂以外の敷地と明確に区画された土地、②住宅等から50m以上離れた場所 ※1
- 構造：①耐火建築構造、②出入口は施錠できる構造、③適当な換気設備が設けられていること

火葬場の設置場所・構造設備（§8・9）

- 場所：①所有する土地で、火葬場以外の敷地と明確に区画された土地、②住宅等から220m以上離れた場所 ※1
- 構造：①周囲には、塀又は生垣が設けられていること、②防臭及び防じんの設備等環境保全上必要な設備が設けられていること

事前協議の申出（§10-1、§3-1、様式第1号）

- ①墓地等に係る土地の登記事項証明書、②墓地等に係る土地の公図又は筆界を記載した図、③付近の見取図（縮尺並びに墓地等の境界から50m、100m及び220mの同心円を表示し、円内の鉄道、国道、主要な地方道、河川、海岸及び住宅並びに公園、学校、病院その他公共施設の位置を記入すること）、④墓地等の平面図（墓地等の敷地、施設及び構造設備を明確に記した図面）、⑤墓地等の管理方法を記載した書面、⑥宗教法人又は公益法人である場合にあっては、次に掲げる書類（イ、登記事項証明書、ロ、規則又は定款の写し、ハ、意思決定機関において墓地等の経営の許可の申請に関する決定をしたことを証する書類）、⑦墓地等の設置場所が傾斜地であるときは、断面図、⑧他法令に基づく許可等が必要であるときは、当該許可等を受けたことを証する書類、⑨その他市長が必要と認める書類：距離内に居住する住民等の同意書（同意を得られない場合は、その理由書）等、⑩墓地等の整備工事の工程表、⑪墓地等の造成計画平面図（縮尺500分の1以上）、⑫墓地等の造成計画区域縦横断面図（縮尺500分の1以上）、⑬墓地等の排水施設計画平面図（縮尺500分の1以上）

周辺住民等に説明（§11-1、§4-1・2）

- (1)墓地100m、(2)納骨堂50m、(3)火葬場220m以内の距離内に所在する自治会の区域に居住する者及び公共施設の管理者に。 ※着工予定日の60日前まで
- ①協議者の住所及び氏名（法人又は団体にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、②墓地等の名称及び所在地、③墓地等の規模又は構造設備の概要、④墓地等の維持管理の方法、⑤経営開始までの日程、⑥工事の方法及び安全対策の概要、⑦その他墓地等の経営に係る計画について周辺住民等に事前に説明をすべき事項

説明終了の報告（§11-2、§4-3、様式第3号）

- ①説明等で使用した資料、②周辺住民等の名簿、③説明を受けた者の名簿

整備工事の着工（§13-1）

- ※計画適正通知を受けた後

標識の設置（§13-2、§7-1、様式第6号）

- ※計画適正通知を受けた日の翌日～整備工事完了検査適合通知を受けた日
- ①表示する文字は鮮明であること、②墓地等の敷地の見やすい場所に設置すること、③容易に破損し、又は倒壊しないように設置すること。

整備工事完了の届出（§14-1、§8-1、様式第8号）

- ①墓地等の造成平面図（縮尺500分の1以上）、②墓地等の造成区域縦横断面図（縮尺500分の1以上）、③墓地等の排水施設平面図（縮尺500分の1以上）、④納骨堂及び火葬場については、建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し、⑤その他墓地等の施設及び構造設備を明確に記した書

経営の許可の申請（§15、§9、様式第10号）

- ①墓地等に係る土地の登記事項証明書、②墓地等に係る土地の公図又は筆界を記載した図、③付近の見取図（縮尺並びに墓地等の境界から50m、100m及び220mの同心円を表示し、円内の鉄道、国道、主要な地方道、河川、海岸及び住宅並びに公園、学校、病院その他公共施設の位置を記入すること）、④墓地等の平面図（墓地等の敷地、施設及び構造設備を明確に記した図面）、⑤墓地等の管理方法を記載した書面、⑥宗教法人又は公益法人である場合にあっては、次に掲げる書類（イ、登記事項証明書、ロ、規則又は定款の写し、ハ、意思決定機関において墓地等の経営の許可の申請に関する決定をしたことを証する書類）、⑦墓地等の設置場所が傾斜地であるときは、断面図、⑧他法令に基づく許可等が必要であるときは、当該許可等を受けたことを証する書類、⑨その他市長が必要と認める書類：距離内に居住する住民等の同意書（同意を得られない場合は、その理由書）等

- 宇部市墓地等の経営の許可等に関する条例
- 宇部市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

計画適正通知後の錯誤・変更（§10-4）

- ①当該計画の内容に錯誤があるとき、②協議者において当該計画の重要事項について変更する必要があるとき、③当該通知で示す期限

関係機関の意見聴取・審査（§10-2）

周辺住民の意見申出（§12-1、§5、様式第4号）

- ※着工予定日の30日前まで
- ①公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき意見、②構造設備と周辺環境との調和に関する意見、③建設工事の方法等に関する

協議者・周辺住民等の協議（§12-2）

協議結果の報告（§12-3、§6、様式第5号）

- ①協議に使用した資料、②協議者の名簿、③協定等を締結したときは、協定書等の写し

事前協議結果の通知（§10-3、§3-2、様式第2号）

- ※市条例、市規則の基準、関係機関の意見に基づき公衆衛生その他公共の福祉の見地から審査

標識の設置の届出（§7-2、様式第7号）

- ①標識を設置した場所が明示された図面、②標識の設置状況及び記載内容が分かる写真等

みなし許可の届出（§19、§13、様式第19号）

- ①都市計画法第59条の規定による都市計画事業の認可若しくは承認又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業に係る事業計画の認可を受けたことを証する書類、②その他市長が必要と認める書類

工事完了検査適合通知（§14-2、§8-2、様式第9号）

- ※市条例、市規則で定める基準に適合していると認めるとき

許可又は不許可の決定通知（§16、§10、様式第11・12号）

- ※公衆衛生その他公共の福祉の見地から条件を付することができる

利用者の募集（§22、§16）

- ※許可決定通知を受けた後

 - ①墓地等の名称及び所在地、②経営者の氏名（法人にあっては名称）、③経営の許可番号及び許可年月日

- 指導（§24）→勧告（§25、§18、様式第21号）→公表（§26）

- 報告の徴収（§27）or 立入検査（§28、§19、様式第22号）

- 協議者・申請者
- 市生活衛生課

変更の許可の申請（§17-1、§11-1・2、様式13号）

- ※事前協議（§4～16を準用）

 - ①§9に掲げる書類、②変更前と変更後が分かる書類、③宇部市墓地等経営許可書又は宇部市墓地等変更許可書、④改葬を必要とするときは、改葬が完了したことを証する書類

変更の許可又は不許可の決定通知（§17-2・3、§11-3、様式14・15）

廃止の許可の申請（§18-1、§12-1、様式16号）

- ※事前協議

 - ①廃止しようとする墓地等の位置を示す図面、②廃止の理由書、③宗教法人又は公益法人である場合にあっては、意思決定機関において墓地等の廃止の許可の申請に関する決定をしたことを証する書類、④許可書、⑤墓地又は納骨堂にあっては、廃止しようとする墓地又は納骨堂の利用者の一覧表及び利用者全員の同意書、⑥墓地又は納骨堂にあっては、廃止に伴い改葬が必要となる墓地又は納骨堂の利用者全員の改葬が完了したことを証する書類の写し、⑦墓地又は納骨堂にあっては、墳墓、建物その他の施設を撤去したことを証する書類

廃止の許可又は不許可の決定通知（§18-2・3、§12-2、様式17・18号）

経営の承継（§20、§14）

- ※被承継者は「廃止の許可」、承継者は「経営の許可」を同時に

 - ①承継についての利用者全員の同意、②引き続き利用できること

名称等の変更の届出（§21、§15、様式20号）

- ※速やかに変更内容を届出

 - ①墓地等の経営者の住所又は氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）、②墓地等の管理者の住所又は氏名、③墓地区画数又は納骨基数

管理者の講ずべき措置（§23、§17）

- ①墓地等を常に清潔に保つこと、②墳墓が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずるとともに、墳墓の所有者に修復等必要な措置を講ずることを求めること、③納骨堂又は火葬場の構造設備及び施設が老朽化し、又は破損したときは、速やかに修復等を行うこと、④墓地等における災害対応、交通の安全の確保、防犯及び防火対策その他利用者の安全の確保に必要な措置を講ずるものとする、⑤その他墓地等を適切に維持管理すること